

# T A A F N E W S

2015年9月30日 NO.249

## 一般社団法人 東京都建築士事務所協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-17渡菱ビル3階(協会事務局・事務所登録センター・支援協会)  
協会事務局 TEL 03-3203-2601 FAX 03-3203-2602 登録センター TEL 03-5272-1069 FAX 03-5272-1071  
支援協会 TEL 03-6228-0571 FAX 03-6228-0572

### ～講習のご案内～

#### ★東京都知事指定 第4回開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

特別講演 テーマ『リファイニング建築について』 講師 青木 茂

◎講習日 平成27年11月4日(水) 受付 12:20 開会 13:00 閉会18:15

場所 東京都建築士事務所協会 会議室 新宿区新宿5-17-17渡菱ビル3F

受講料 主催・後援団体の会員7,000円 その他8,000円 (テキスト代、消費税込)

対象者 建築士事務所の開設者及び管理建築士

定員 150名 定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

◆CPD認定 CPD特別認定講習会(5単位)

◎申し込み 受講料を振り込み等で納入の上、所定の申込用紙に記入しFAX・郵便等でお送りください。

主催 お問合せ 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 Tel. 03-3203-2601

詳しくは本会ホームページにご案内を掲載しておりますので、ぜひご参加ください。

#### ★ 法定講習 改正建築士法に伴う「建築士定期講習 第3期」

平成20年11月改正建築士法に基づく、定期講習についてのご案内です。建築士事務所に所属する建築士の方は、定期講習の3年毎の受講が義務付けされています。(対象者:平成24年度受講された方)

#### ◎講習日 12月11日(金) TKP新宿カンファレンスセンター

所在地:新宿区西新宿1-14-11 ◇受講料:12,960円

なお本会会員特典として、会費徴集時に3,000円 相殺します。

◇受講申込み書の配布(渡菱ビル3階 協会事務局もしくはホームページからダウンロードできます)

9月1日(火)～10月30日(金)まで(土日祝除く)午前9時30分～午後4時30分

◇受講申込について(郵送受付のみと致します)

9月1日(火)～10月30日(金)(当日消印有効)下記事務所へお送りください。

送付先 〒160-0022 新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階 東京都建築士事務所協会 講習会係宛

受領内容を確認の上、後日本会より受講券をお送り致します。

### ～これからの講習のご案内～

#### ★ 法定講習 改正建築士法に伴う「建築士定期講習第4期」

◎講習日 平成28年3月9日(水) あいおいニッセイ同和損保新宿ホール

所在地:新宿区西新宿1-14-11 ◇受講料:12,960円

なお本会会員特典として、会費徴集時に3,000円 相殺します。

◇受講申込み書の配布

10月1日(木)～平成28年1月29日(金)まで(土日祝除く)午前9時30分～午後4時30分

## ★重要 建築士法改正(平成27年6月25日施行)に伴う建築士事務所登録申請等に係る改正事項について

建築士法の改正(平成26年法律92号)により、建築士事務所の登録事項に所属建築士の氏名等(建築士法第23条の2、第23条の5等)が追加され、事務所登録時において、暴力団排除規定(建築士法第23条の4)が新設されました。改正事項はつぎのとおりです。

(改正事項)

- 1 登録申請書式の改正
- 2 登録事項変更届の改正
  - ①役員の変更 ②所属建築士の変更
- 3 附則3条の規定による所属建築士の届出

所属建築士の氏名等が新たに登録事項となったため、平成27年6月25日の施行日より1年以内に、所属建築士の変更がない場合でも、開設者は所属建築士の氏名及びその者の建築士の種別等を所定様式にて、東京都知事に届出が必要となりました。(改正建築士法附則3条)この届出は本会に委託されています。平成27年6月25日の施行日以降、登録申請等を行う場合は、改正後の新書式での提出をお願いします。詳しくは、本会登録センターHPをご覧ください、ご質問等は本会登録センターをお願いします。

本会登録センター 電話:03-5272-1069

## ★改正建築士法の施行について

### 1 設計・工事監理に係る業の適正化

設計等の契約の原則

延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化

延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止

国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化

設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化 など

### 2 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

管理建築士の責務の明確化等

### 3 免許証の提示等による情報開示の充実

建築士免許証等の提示の義務化

建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化

### 4 建築設備士にかかる規程の整備

### 5 その他改正事項

暴力団排除規定の整備

建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等

建築士事務所登録申請における様式の変更等

建築士に対する国土交通大臣・都知事による調査権の新設 など(新建築士制度普及協会パンフより)

パンフレット(2種類)は本会ホームページ TOPIX欄に掲載しています。ご覧ください。

## ★法定講習 改正建築士法に伴う「管理建築士講習」(予告)

(※注) おもて面に掲載の建築士事務所管理研修会とは違うものです。

平成20年11月改正建築士法に基づく、管理建築士定期講習のついでのご案内です。建築士法施行後は管理建築士講習を受講修了済の建築士でなければ管理建築士になることはできません。

次回主催開催は、《 28年2月頃 》を予定しております。

講習日や郵送受付期間などの詳細が決まり次第本ターフニュースをはじめ、本会のホームページ等でお知らせを致します。

※法定講習の詳細は建築技術教育普及センター、または本会のHPをご覧ください。

## ★東京とみん銀行 本会との住宅ローン優遇協定について

東京とみん銀行では、東京都建築士事務所協会の会員が、設計、工事監理をした住宅であれば不動産購入資金、住宅建設資金に係るローンの融資利率が通常よりも、1.5%引下げられます。

詳細につきましては、東京とみん銀行 ローンプラザ新宿までお問合せ下さい。

東京とみん銀行 ローンプラザ新宿 新宿区西新宿7-10-7 加賀屋ビル5階

問合せ電話:0120-103-206までお願い致します。